

事業計画（福島県新地町）

1. 海岸対策

①海岸の状況

町内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

②堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④平成24年度における成果

3地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤平成25年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記に目標には平成24年度までに着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況		
新地町	釣師浜漁港増設	596	護岸	6.20	7.20	完了	H23.12	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	協議設計解除申請 関係事業(河川、道路、防災 緑地など)協議 地元説明会
新地町	釣師浜漁港谷地小屋	1,083	護岸、離岸堤	5.34	7.20	完了	H23.12	H25.3	策定中	H24.10	着工済み	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	協議設計解除申請 関係事業(河川、道路、防災 緑地など)協議 地元説明会
新地町	釣師浜漁港大戸浜	100	護岸、離岸堤	5.34	7.20	—	H23.12	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	協議設計解除申請 関係事業(河川、道路、防災 緑地など)協議 地元説明会
新地町	釣師浜漁港大戸浜・今泉	0	消波堤	—	—	完了	H23.10	H24.3	策定済み	H24.4	着工済み	H25.4	完了予定	・応急復旧	本工事
新地町	木崎	1,080	堤防、消波堤、離岸堤、人工リーフ	6.20	7.20	完了	H23.10	H25.3	策定中	H24.8	着工済み	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事等(消波堤) ・背後地の土地利用計画と調 整を行った。
新地町	相馬港駒ヶ嶺	1,576	堤防	5.14	7.20	—	H23.11	H25.3	策定中	H25.7	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	背後の復興計画の策定・調整 等

2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系三滝川水系など※1の県管理区間では、全箇所（16箇所）※2で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成24年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った4箇所（4箇所）で着手し完了。

なお、新地町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成25年度に、新たに12箇所（12箇所）で本復旧に着手予定（累計16箇所）。

平成25年度内に6箇所（6箇所）で本復旧完了予定。

海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度までの成果

- ・全箇所（16箇所）で災害査定を完了
- ・4箇所（4箇所）で本復旧に着手
- ・4箇所（4箇所）で本復旧を完了

- ④ 平成25年度の成果目標

- ・新たに、12箇所（12箇所）で本復旧に着手予定（累計16箇所）。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り

出水期（6月頃～）まで：1箇所（累計2箇所）

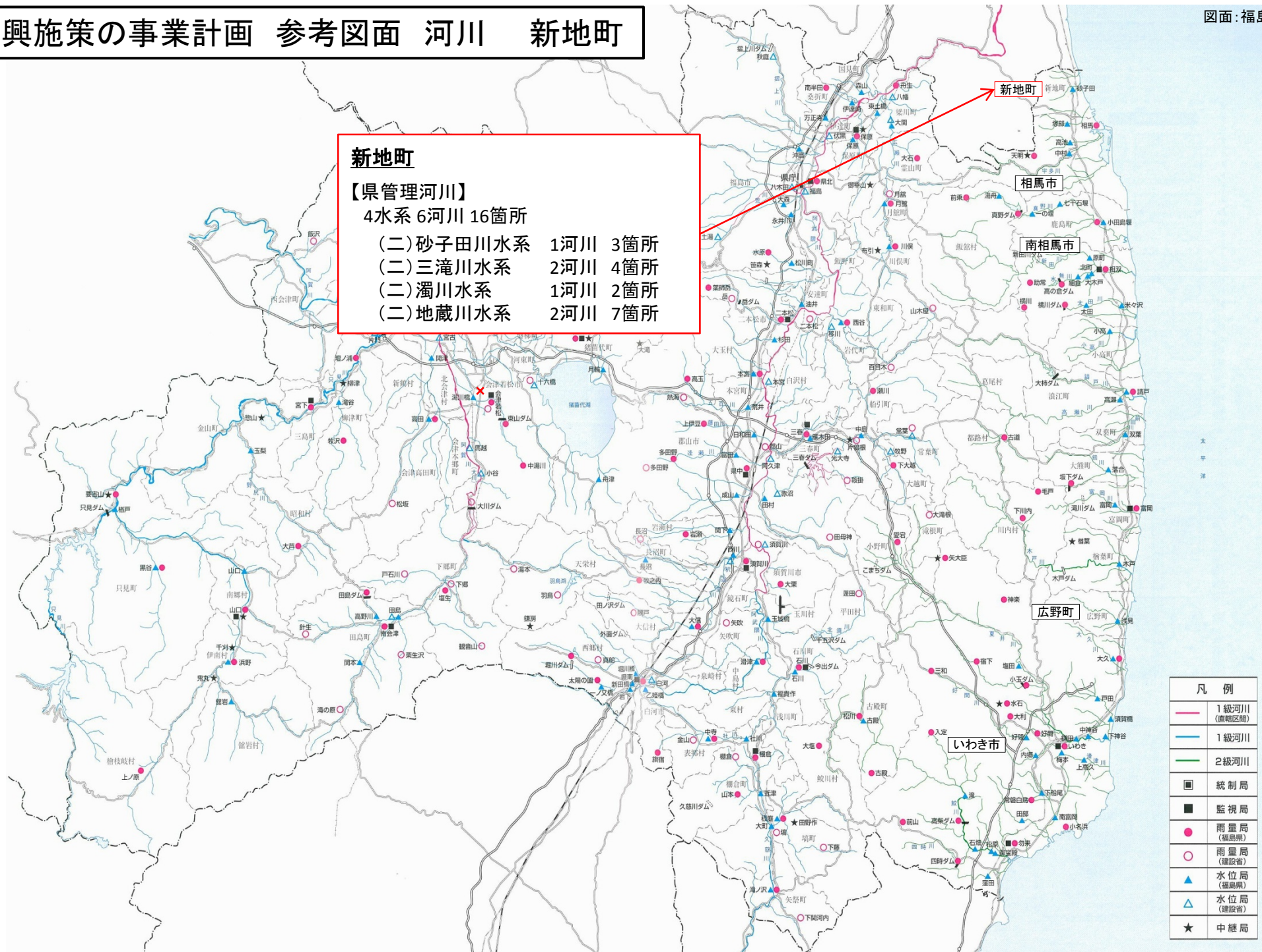
平成25年度末まで：6箇所（累計10箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 新地町

図面:福島県提供



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 420ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

基幹的排水施設である埒浜、中浜田、駒ヶ嶺等 6 排水機場について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえ、概ね 6 年以内の完了を目指す。

排水機場については、平成 26 年度末までの復旧完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 66ha

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 156ha

○平成 26 年度からの営農再開を目指す農地 約 32ha

○平成 27 年度以降の営農再開を目指す農地 約 19ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

④ 区画整理等検討状況

作田前地区において、事業計画作成及び土地改良法手続きを終え、事業に着手したところ。

4. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

新地町内の釣師浜漁港において、平成24年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、平成25年度までに主要な漁港施設の復旧の完了を目指し、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

5. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<新地町立学校>

災害復旧にかかる国庫補助に申請予定の東日本大震災により被災した町立小学校3校、町立中学校1校について(比較的軽微な被害)、以下のとおり。

○ (財)ふくしま市町村建設支援機構へ設計委託。

○ 工事については、平成24年3月から事業着手、平成24年8月24日に復旧完了した。

<県立学校>

新地町に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した1校について、以下のとおり復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる新地高校については、平成23年12月まで復旧完了。

② 公立社会教育施設(公立社会体育施設と公立文化施設を含む)

<新地町立社会教育施設>

比較的軽微な被害を受けた町図書館、町柔剣道場、町民プール、新地公民館、駒ヶ嶺公民館については、平成23年12月から事業着手した。社会教育施設(新地公民館・駒ヶ嶺公民館)については平成24年5月末、社会体育施設(町柔剣道場・町民プール)については平成24年7月末に復旧完了した。

6. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 128 千トン（災害廃棄物が約 104 千トン、津波堆積物が約 24 千トン）発生。

② 搬入状況について

現在住民が居住している周辺の災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じた災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 25 年 2 月末までに仮置場へ概ね搬入した。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 75 千トン（推計量の 59%）の処理を実施した（災害廃棄物約 51 千トン（推計量の 49%）、津波堆積物約 24 千トン（推計量の 100%））。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月を目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用可能なものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県新地町)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)																			
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)																	
2. 河川対策																						
(県・市町村管理区間)	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)																	
	←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期			
3. 農地・農業用施設																						
基幹的農業用施設 (埤浜排水機場等)	がれきの撤去、 応急復		本復旧 (町策定の復興計画等や、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)																			
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、 用排水施設の機能確保等		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)																	営農再開
ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等																	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)	営農再開	
ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や 地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧等																	営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)	営農再開	
(注)大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。																						
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。																						
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																						
(1) 漁港	23年7月に がれき撤去完了		潮位によっては、岸壁の使用が可能																	27年度末までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す		

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 復興まちづくり																					
(1) 学校施設等																					
○ 幼稚園・小中高等学校等																					
＜町立学校＞																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																					
＜県立学校＞																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																					
○ 公立社会教育施設（公立社会体育施設・公立文化施設を含む）																					
＜町立社会教育施設＞																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧																					
＜県立社会教育施設＞																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧																					
6. 災害廃棄物の処理																					
災害廃棄物等の仮置場への移動																					
中間処理・最終処分																					

校舎等の
復旧完了

校舎等の復旧

公民館施設の
復旧完了

体育施設の復旧完了

（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の仮置場への移動）

（その他の災害廃棄物等の仮置場への移動）

（中間処理・最終処分）

（木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない
期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定）